

表 英EU間の将来関係に関する英国政府の交渉方針(要旨)

協定の種類と分野	将来協定で規定することを目指す内容
1. 自由貿易協定(FTA)	
物品貿易に関する内国民待遇と市場アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ○英EU間で関税・賦課金・数量制限を導入しない。 ○両者間の貿易を最大限拡大するため、適切で先進的な原産地規則を導入。
貿易救済措置	<ul style="list-style-type: none"> ○透明性のある適切な貿易救済措置により、予期せぬ輸入急増や不公正な貿易慣行による損害から英国の産業を保護。
貿易の技術的障害	<ul style="list-style-type: none"> ○WTOの「貿易の技術的障害に関する協定」を基盤に、技術規制、規格、適合性評価手続き、市場検査に関する取り決めを導入し、物品貿易における規制障壁に対処。
衛生植物検疫措置	<ul style="list-style-type: none"> ○英国は独自の衛生植物検疫措置を現行の高度な水準で維持。 ○国境での貿易事業者の実務的障壁を軽減するため、特定分野では同等性評価の取り決めにも合意することも可能。
通関・貿易円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ○英EU間の取引を円滑化し、かつ双方の関税当局がそれぞれの規制、安全保障、財政に関する利益を保全し得る、全物品を対象とする通関手続きの取り決めを導入。
越境サービス貿易と投資	<ul style="list-style-type: none"> ○既存のFTAを基盤に、国境を越えたサービスの提供と投資に関する障壁を最小化する措置を導入。 ○専門職や事業サービスなどの主要関心分野では、既存のFTA以上の取り決めを設けることも可能。 ○直近の事例をもとに、デジタル貿易にも寄与するような方策も導入。
一時滞在(WTO第4モード)	<ul style="list-style-type: none"> ○英国国民がEUに、EU市民が英国に、サービス提供のための短期出張を行えるよう、個人の一時入国・滞在に関する互恵的取り決めを導入。 ○これら取り決めは、英国が将来導入するポイント制移民管理制度に影響するものではない。
規制上の枠組み	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス貿易における不要な障壁の削減、実務手続きの簡素化、制度面での適切な協力に関する取り決めを導入。
専門資格の相互承認	<ul style="list-style-type: none"> ○規制面での協力を基に、英EUの資格に関する相互承認のための取り決めを導入。
金融サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○双方は金融の安定性を保障し、事業者と当局双方に確実性を提供し、市場アクセスと公正な競争に関する義務を履行することで、金融事業者に予見可能で透明性のある良好な事業環境を提供。 ○当該分野での双方の深い関係を踏まえ、EUとの間で規制・監督に関する協力。
道路交通	<ul style="list-style-type: none"> ○EUと英国の道路陸運事業者が互いに英国とEUをまたぐサービスを提供できるよう、国際協定等に基づく互恵的取り決めを導入。
競争政策、補助金、環境・気候、労働、税制	<ul style="list-style-type: none"> ○これらの分野で、慣例的に包括的なFTAに含まれる内容を越える取り決めには合意しない。 ○双方が、これらの分野で高水準の規制を維持し、国際的義務を履行し、貿易をゆがめるためこれら分野の規制を悪用しないことに同意する。
2. 漁業に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ○英国は2020年末をもって独立した沿岸国に。あらゆる協定はこの現実に即したものでなければならない。 ○英国はノルウェー、アイスランドなどと同様に、EUとの間で英国の水域と漁業機会へのアクセスに関する交渉を毎年実施。また漁業関連の協力メカニズムについて検討。
3. 域内治安協力に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ○刑事案件に関する法執行と司法協力の枠組みを規定する実際的な合意を締結。 ○合意の詳細は、欧州司法裁判所(CJEU)とEU法体系が英国の法的主権を制約するものであってはならない。
4. その他分野の協力	<ul style="list-style-type: none"> ○航空分野における市場アクセス・安全・交通管理協力や、円滑な国境通過措置、社会保障協力、離散家族集結を含む難民、不法移民に関する協力などについて取り決めを結ぶ用意。これらは互恵的なものであるべき。 ○EUが2021～2027年中期予算枠組み(MFF)のベースラインに合意すれば、英国が特定のEUプログラムに参加することも検討する用意。 ○動植物検疫、民間原子力協定など、相互利益が自明な事項は双方が早期に対応。同様にEUによる金融サービスの同等性評価とデータ保護に関する十分性認定も、離脱時点で同一規制枠組みに準拠している実態を踏まえ、早期に実施されることを期待。英国もEUに対して同様にこれを実施。

(出所) 英国政府資料からジェトロ作成